

第 2 部 障害者計画

第1章 施策の基本方向と施策の取組み

第1節 施策の体系

基本理念

「共に生きる障害者福祉の充実」

解決すべき課題

1. 障害のある人への理解の促進
2. 新たな障害福祉サービスの提供体制の整備
3. 障害のある人の生活支援体制の整備
4. 社会参加・自立に向けた支援体制づくり
5. 障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

施策の基本方向

1. 広報・啓発

2. 生活支援

3. 保健・医療

4. 教育・育成

5. 障害のある人の雇用・就労

6. 生活環境

施策の取組み

広報・啓発活動の充実
福祉教育の推進
交流活動の促進

在宅サービス等の充実
権利擁護の推進
文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
地域福祉活動の推進

障害の早期発見・予防・対応
医療体制の充実

就学前療育・保育の充実
障害のある子どもの教育の充実

障害のある人の雇用の場の拡大
総合的な支援施策の推進

ユニバーサルデザインとバリアフリー
のまちづくりの推進
防災・防犯への対応

第2節 広報・啓発活動

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、市民すべてがお互いを尊重しあい、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO 等を含むすべての市民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、市民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、障害のあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人に関する市民理解を促進するため、幅広い市民の参加による啓発活動を推進します。

1. 啓発・広報活動の充実

「障害者の日」「障害者週間」「人権週間」等を中心に、記念行事等の啓発活動を推進します。また、市の広報紙やホームページ、情報メディア等の効果的な活用を図り、障害のあるなしにかかわらず、障害に関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

取り組み	内 容
広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用	「広報きょうたんご」や「きょうたんごお知らせ版」、パンフレット、市のホームページ等の広報媒体を活用し、障害や障害のある人について市民の理解と啓発を推進します。

取り組み	内 容
障害の種類に応じた広報の充実	ボランティアや関係団体・機関との連携を図り、広報紙等の刊行物の拡大版発行や音声化等の導入・検討を進めます。
「障害者週間」を中心とした広報・啓発	「障害者週間」の期間を活用し、障害者団体等と連携し啓発活動や障害への理解を深めるためのイベント活動等を展開します。
障害者関係団体による啓発活動の促進	障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。
新たな障害への啓発促進	内部障害や学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症等の発達障害等、市民の理解が進んでいない障害について理解の促進に努めます。

学習障害（LD）:

基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害。学習障害は、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、その障害に起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕在化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。

注意欠陥／多動性障害（ADHD）:

知能はほぼ正常ないし正常以上であるが、年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力／衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

自閉症:

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、趣味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする障害。

2 . 福祉教育の推進

各学校で実施されている社会奉仕体験等の教育活動を通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。また、家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、障害のある人の問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めます。

取り組み	内 容
学校における福祉教育の推進	「地域ふれあい体験活動」や「総合的な学習の時間」等を活用し、子どもたちから福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。
人権教育事業の推進	障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。
各種講座・教室の開催	公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障害に関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、市民の学習機会の拡充を図ります。
福祉教育活動への支援	福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室、研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。

3 . 交流活動の促進

障害のある人と地域住民とがお互いに交流できる機会を関係機関や地域と連携して拡充するとともに、学校等における交流活動の充実を図ります。

取り組み	内 容
障害者教育事業の推進	障害のある人の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者を育成します。
学校における交流活動の推進	関係機関・団体との連携を強化し、学校における福祉・ボランティア活動や福祉体験学習等のカリキュラムの中で、障害のある人との交流機会の充実を図ります。
交流の場づくり	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、イベントやフェスティバル等の企画・実施を検討します。

第3節 生活支援

障害のある人の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方に立って、障害のある人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要となります。利用者本位の生活支援体制を構築するため、相談支援や権利擁護などの地域生活支援事業を推進します。さらに、障害のある人の多様なニーズに対応するため、介護給付、訓練等給付等の自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めます。一方、地域住民による様々なボランティア活動や NPO、民間企業等による活動は、障害のある人の自立を支えるための支援として非常に重要な役割を担っていることから、これら地域の福祉活動への支援をはじめ、ボランティアの育成にも力を入れていきます。

一方、多様なサービス、活動に関する情報提供の充実や障害のある人の生きがいづくりを支援し、障害のある人すべてに対して豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

1. 在宅サービス等の充実

自立支援給付や地域生活支援事業等の新サービスの基盤整備及びサービス内容の充実を図るとともに、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築にも取り組みを進めていきます。また、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援等を行い、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に努めます。

(1) 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

取り組み	内容
障害者ケアマネジメントシステムの構築	相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障害のある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。

取り組み	内 容
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その有する能力と適正に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「生活支援事業」「日中一時支援事業」「生活サポート事業」「社会参加促進事業」を実施し、障害のある人や介護者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。
介護給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者包括支援」「療養介護」「生活介護」「児童デイサービス」「短期入所」「共同生活介護」「施設入所支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。
訓練等給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。
補装具事業の実施	障害のある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行います。
自立支援医療の給付	血液透析療法や関節形成手術などの身体の機能障害を除去したり軽減をし、日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている方の医療費を支給します。
ホームヘルパーの充実	重度障害者への対応など、一人ひとりの障害の状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの養成研修等への参加を促進します。

(2) 外出支援の推進

取り組み	内 容
ガイドヘルパーの充実	視覚障害者や全身性身体障害者、知的障害者、精神障害者など、一人ひとりの障害の状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成研修等への参加の促進を図り、質の向上に努めます。
福祉タクシー利用券の交付	外出困難な在宅の障害者に対して、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用券」を交付します。
じん臓機能障害者通院交通費助成	血液透析療法を行うため頻繁に通院する必要がある障害者に対して経済的負担の軽減を図るため、通院時における公共交通機関等の利用料金を助成します。
外出支援マップの作成	障害のある人が安心して外出できるよう、障害のある人に配慮された施設や道路等の情報を掲載したマップの作成を検討します。

(3) その他の福祉サービスの推進

取り組み	内 容
各種障害者手当等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「経過的福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当を支給します。
在宅障害者介護支援金の支給	在宅で生活する障害のある人を介護している家族の方などに支給します。
手帳交付申請用診断書料の助成	障害のある人の経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるために必要な診断書料の一部を助成します。
心身障害者扶養共済制度掛金の助成	心身障害者扶養共済制度 掛金の一部助成を通して加入を促進し、加入者死亡後の不安の軽減を図ります。
難病患者に対するサービスの実施	在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付を行う在宅難病患者福祉事業を推進します。

心身障害者扶養共済制度：

障害のある人の保護者が加入者となり掛け金を納め、保護者に万一（死亡等）のことがあったときに、残された障害のある人に終身にわたって一定額の年金が支給される制度。

2. 権利擁護の推進

社会福祉協議会や民生委員児童委員、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、障害のある人の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。また、地域生活支援事業における相談支援事業において成年後見制度の利用支援を実施します。

取り組み	内容
地域福祉権利擁護事業の推進	知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。
見守りネットワークの構築推進	民生委員児童委員等関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。
成年後見制度の利用促進	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。

ネットワーク：

本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いられている。

成年後見制度：

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

3 . 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進

文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動を促進し、障害のある人が地域の中で潤い豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

取り組み	内 容
障害者の集い	障害のある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障害種別をこえた交流事業の開催を検討します。
障害者スポーツの促進	障害者スポーツ指導者の養成と組織化を支援し、障害のある人のスポーツ活動の促進を図ります。
社会体育施設の整備	だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、社会体育施設の充実に努めます。
文化・芸術活動への支援	障害のある人が様々な文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設等への入館料等の負担軽減に努めるとともに、活動の成果を発表できる場の充実に努めます。
生涯学習の促進	障害のある人をはじめ、だれもが利用しやすい、図書館をはじめとする社会教育施設の充実に努めます。また、図書館、公民館、資料館等の社会教育施設とのネットワーク化を図り、各種講座や教室に関する情報提供を充実させるとともに、講座内容の充実に努め、学習活動を支援します。
交流の場づくり (再掲)	(再掲)

4 . 地域福祉活動の推進

ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体など、市民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境の整備に努めます。

取り組み	内 容
地域福祉活動への支援	自治会や民生委員児童委員、NPO、市民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
小地域ネットワークの構築	障害のある人をはじめ、地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会などによるネットワークの形成を図ります。
ボランティアの育成	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒など、子どもの頃からのボランティア体験を推進します。
ボランティア活動への支援	ボランティアセンターの機能強化やボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。
障害者団体活動支援事業	市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障害のある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。

第4節 保健・医療

障害のある人の保健医療施策では、障害の予防と同時に、早期発見・早期対応を行うことが重要なこととなります。また、少子高齢化の進行とともに障害のある人も高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応や障害のある人の健康づくりに関しても充実させる必要があります。

そのため、これまで以上に医療機関との連携を強化し、障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実させるとともに障害の原因となる疾病等の予防・治療についても、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。また、障害の早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実を図っていきます。一方、障害のある人の検診体制の確立など、検討を進めます。

1. 障害の早期発見・予防・対応

障害の早期発見につながる健康診査等の充実をはじめ、医療機関との連携を強化し、適切な対応が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。また、「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」を着実に推進し、障害の早期発見・予防・対応が図れる環境を整備していきます。一方、障害のある人の健康づくりに関しても関係各課・機関と連携し、検診や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

取り組み	内容
各種健診の実施	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を整備し、障害の早期発見と予防に努めます。
相談・指導体制の充実	健康相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業と医療機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイス・指導が行えるよう内容の充実を図ります。
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談時等の機会を活用し、障害の原因となる疾病について、その予防や治療方法等について理解と周知を図ります。

取り組み	内 容
療育体制の充実	療育相談や機能訓練などを有する障害者支援施設を整備充実し、地域での療育環境の整備に努めます。
障害のある人の健康づくり	障害のある人の健康の保持・増進を図るため、関係各課・機関と連携し、検診や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

２．医療体制の充実

障害のある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。

取り組み	内 容
公的医療制度の充実	重度心身障害（児）者に対する医療補助など、障害のある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。
精神保健・医療施策の推進	「京丹後市健康増進計画」に基づき心の健康づくりを推進します。また、医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療、緊急時における救急体制など適切な精神医療提供体制の確立を推進します。

第5節 教育・育成

障害のある人が社会の一員として様々な活動に参加し、住みなれた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は大変重要なものとなります。

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策を推進します。

また、障害のある子どもとない子どもとの交流活動を充実させ、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築に努めます。

1．就学前療育・保育の充実

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、教育・福祉・医療等の関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育・保育体制の充実を図ります。一方、障害のある親に対して育児や妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し、検討します。

取り組み	内 容
障害児保育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。
療育体制の充実 （再掲）	（再掲）

取り組み	内 容
子育て家庭等への訪問指導の推進	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障害の早期発見、療育相談等に応じます。
障害のある親への訪問指導体制の確立	障害のある親に対して育児や妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し、検討を進めます。

2 . 障害のある子どもの教育の充実

障害のある子どもへの教育については、これまでの障害の種類や障害の程度などに応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」へと転換が進められています。また、平成 17 年度に「発達障害者支援法」が施行されたことを踏まえ、通常学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の児童生徒に対する総合的な支援体制として特別支援教育推進体制の整備を進め、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点からの一貫した支援体制の整備を図ります。また、就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境の整備に努めます。

（1）特別支援教育体制推進事業の推進

取り組み	内 容
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関による「特別支援連携協議会」を設置し、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。

取り組み	内 容
発達障害児支援の充実	教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）など発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
校内体制の整備	学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーター や校内委員会の設置などを進め、校内体制の整備を推進します。

（２）教育環境の充実

取り組み	内 容
就学指導の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学（就園）指導が行えるよう、保護者をはじめ保健・福祉・医療等の関係機関との連携を強化するとともに、就学指導委員会のさらなる充実に努めます。
教職員の専門性の向上	障害のある児童生徒一人ひとりに対応できるよう、養護学校や小・中学校障害児教育担当教員間との実践的な交流、研究会を実施し、教師の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。
一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実	個別の指導計画による指導を進める中で、障害のある児童・生徒一人ひとりの発達状況に則した見直しを定期的に行い、指導方法、内容及び支援の改善を行い、豊かな教育活動を展開します。
放課後の居場所づくり	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後こども教室など、子どもの居場所づくりに努めます。

特別支援教育コーディネーター：

校内の関係者や福祉、医療などの関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者。

第6節 障害のある人の雇用・就労

障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、就労は非常に大切なこととなります。就労は、ただ単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、障害のある人の生活の質の向上に大変重要なものとなります。そのため、障害のある人の雇用の促進については、それぞれの障害者の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、また、授産施設等での福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、企業、学校、施設、関係機関・団体等との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

また、職場体験実習等の施策により、障害のある人の就労に関する知識の取得や意欲の向上を図ります。

さらに、就職した後の支援や離職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

1. 障害のある人の雇用の場の拡大

公共職業安定所及び商工会など関係機関との連携を強化し、民間企業や授産施設等への働きかけを行い、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。また、公共機関における雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

取り組み	内容
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害者雇用率制度の周知徹底を図るとともに、未達成企業に対し指導や助成金制度等を適用するなど公共職業安定所、商工会等関係機関と連携しながら民間企業における雇用を促進します。
公共機関における雇用拡大の推進	市役所等の公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが障害の状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、授産施設等との連携強化、支援を図ります。
福祉的就労施設の整備	養護学校卒業生や在宅障害者の実態を把握し、授産施設など需要に見合った計画的な施設整備を検討します。

2. 総合的な支援施策の推進

一般企業等への雇用や働く機会の充実を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。また、関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

取り組み	内容
就労に関する相談体制の充実	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
ジョブコーチ など 就労支援の推進	障害のある人が働く場において、雇用の前後を通じ障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチや職親制度などの周知を図り、利用の促進を図ります。
トライアル雇用の 促進	事業者に対して障害のある人を一定期間試用雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。
広域的な就労ネットワークの形成	養護学校や学校、職業安定所、商工会、民間企業、授産施設等の事業者、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。

職業リハビリテーション：

障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他、障害者雇用促進法に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることを言う。

ジョブコーチ：

就労を希望する障害のある人に対して、一緒に職場へ行き、ともに作業をしたり休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助を行うことを業務とする人。また、事業主や職場の従業員に対しても、障害のある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図ることを業務とする人。

職親制度：

精神薄弱者福祉法に基づき、援護の実施者から委託を受け、精神薄弱者を預かるか、通わせて将来独立自活できるように職業上の指導を行う制度。

トライアル雇用：

「トライアル雇用事業」として、2003年より厚生労働省によって開始された事業。ハローワークが紹介する障害のある人や中高年齢者等の就職希望者を、企業が短期間（原則として3ヶ月間）試行的に雇用。その間に企業と就職希望者が相互の理解を深め、その後の本採用へと移行するなど、雇用機会をつくっていく。

第7節 生活環境

障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々なバリアを取り除き、すべての市民にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することが大切です。

年齢や障害の有無に関係なく、だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」などに基づき、安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。

また、近年、地震や台風、局地的な豪雨といった大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。災害対策や障害のある人が犯罪や事故等に巻き込まれることを防ぐシステムづくりについても進めていく必要があります。そのため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

1. ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進

障害のある人が地域の中で安心・快適に暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、多くの人々が利用しやすいようバリアを最初から無くしていくユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。また、生活環境等に関する様々な苦情や相談、要望等に対応するため、苦情相談窓口の周知と充実を図ります。

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）：

平成18年6月21日成立（法律第91号）同年12月20日に施行された法律。高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれら間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めることとした法律。

移動等円滑化の促進に関する基本方針：

高齢者、障害者等の移動等円滑化の実現に向け、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、国、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携・協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくために定めた基本的な方針。

取り組み	内 容
公営住宅の整備	障害のある人をはじめ、だれもが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、生活や活動の障壁となる段差等を取り除いた公営住宅の計画的な整備を進めます。
住宅改修への支援	高齢者福祉施策等とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。
公共施設のバリアフリー化	既存施設については、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障害のあるなしにかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
民間施設等への啓発	障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。
「整備基準適合証」取得の徹底	まちづくりに関する施設整備時に「京都府福祉のまちづくり条例」整備基準に適合していることを証する適合証の取得を関係機関等に徹底します。
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性向上を図るため、北近畿タンゴ鉄道各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進させるとともに、ノンステップバス・リフト付きバスなどの導入を事業者に働きかけます。
道路など交通環境の整備	障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。
公園等の整備	障害のある人を含め、すべての市民が利用しやすいよう、トイレや傾斜、水辺空間等への配慮など利用しやすい施設整備を進めます。

2. 防災・防犯への対応

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう体制の整備に努めます。また、障害のある人をはじめ、市民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

取り組み	内 容
地域防災計画の推進	「京丹後市地域防災計画」に基づき、障害のある人に対する救援体制の整備や福祉のまちづくりを促進するなど、環境整備を図ります。
災害情報伝達システムの整備	災害時にとどまらず、市民全体の保護の必要性が生じた場合など、その情報を各地域及び市民に提供するシステムの整備を進めます。
自主防災組織の育成	区を単位とした地域住民による自主防災組織の整備を進めるとともに、リーダーの育成や区自主防災組織同士の連携体制づくりを支援します。
地域防災体制の確立	地域コミュニティの形成促進、災害時要援護者リスト・マップの作成、民生委員・児童委員、区（自主防災組織）関係社会福祉施設、各種ボランティア団体、相互扶助組織等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。
災害時要援護者の避難支援体制の確立	「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、情報伝達体制の整備や災害時要援護者情報の共有体制の確立、災害時要援護者の避難支援計画の策定を進めます。
地域防犯体制の確立	警察や区、防犯協会、防犯推進委員協議会等と連携し防犯・暴力追放運動を推進するとともに、集落単位による防犯パトロール隊の結成支援を行い、活動への支援と地域における防犯体制の確立を図ります。

自主防災組織：

自治会などを単位として自主的に地域防災活動に取り組む組織。

地域コミュニティ：

一定の地域に生活することによって利害関係などの面で結ばれている地域社会共同体。

取り組み	内 容
障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充	聴覚障害者・言語障害者にFAXや携帯電話のメール機能等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。また、緊急通報システムやFAX110番、携帯電話等からのメール110番の周知を図り、緊急時における体制の強化を図ります。